



第6期 感染拡大防止対策協力金 【申請受付要項】

【目次】

I. 要請期間等一覧	1
II. 市町村ごとの要請対象期間	2
III. 市町村ごとの要請対象期間(時系列)	3
IV. 支給要件	4
1. G期間(4月1日～4月11日)	4
2. H～M期間(4月12日～5月11日)	4
3. N期間(5月12日～5月22日)	4
4. 全期間共通事項	4
V. 支給額	6
1. 中南部8市(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、糸満市、豊見城市、うるま市、南城市)	6
2. 名護市	7
3. 宮古島市	8
4. 石垣市	9
5. 中南部5町(北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町)	10
6. 中部7町村(恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村)	11
7. その他18町村(国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町)	12
VI. 必要書類	13
1. すべての申請に必要な書類	13
2. 確認書の発行	14
3. N期間(5月12日～5月22日)の申請に必要な書類	14
4. 規模別支給の場合に必要な書類	14
VII. 規模別協力金の単価計算方法	16
1. 「まん延防止等重点措置」指定地域の飲食店等への協力金	16
2. その他地域(「まん延防止等重点措置」指定に伴う指定地域以外)の飲食店等への協力金	18
3. 新規開店の特例	19
VIII. 申請方法	20
IX. 留意事項	22
X. 関係資料	23

お 問 い 合 わ せ 先	◆ <u>対象地域・施設、時短要請内容等に関すること</u> 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部 電話:098-866-2014 (平日 9時～17時 * 土日祝、慰霊の日を除く) ◆ <u>協力金の申請方法、申請サポート会場に関すること</u> 沖縄県感染症対策協力金コールセンター 電話:0120-332-107 (平日 9時～17時 * 土日祝、慰霊の日を除く) ※5/31 よりコールセンターの番号が変更となっております。ご注意ください
---------------------------------	--

I. 要請期間等一覧

	G 期間	H 期間		I 期間	J 期間	K 期間	L 期間	M期間		N 期間	
地域区分	緊急特別対策	まん防等 地域	その他地 域	その他地 域	その他地 域	まん防等 地域	まん防等 地域	まん防等 地域	その他地 域	まん防等 地域	その他地 域
要請日	3/29	4/10		4/10	4/10	4/22	4/28	4/28		5/9	
要請期間	4/1 ～ 4/11	4/12 ～ 5/5		4/12 ～ 4/23	4/12 ～ 4/30	4/24 ～ 5/5	5/1 ～ 5/11	5/6 ～ 5/11		5/12 ～ 5/22	
日数	11 日	24 日		12 日	19 日	12 日	11 日	6 日		11 日	
支給方法	一律	規模別	一律	一律	一律	規模別	規模別	規模別		規模別	
支給単価	4 万円/日	4～20 万円/ 日	4 万円 /日	4 万 円/日	4 万 円/日	4～20 万円/ 日	(5/1 ～ 5/5) 4～20 万円/ 日 (5/6 ～ 5/11) 3～20 万円/ 日	3～20 万円/ 日	2.5～ 20 万 円/日	3～20 万円/ 日	2.5～ 20 万 円/日
要請内容	午前5時から午後9時までの営業時間の短縮(酒類提供は午前11時から午後8時まで)	午前5時から午後8時までの営業時間の短縮 (酒類提供は午前 11 時から午後7時まで)									
対象地域	2 ページ、3 ページをご参照ください。										
対象者	飲食店及び遊興施設等(キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者) ※屋内施設・飲食店営業許可を有し、屋内で飲食サービスを提供する店舗(屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等は対象外)。										
申請方法	電子申請 ※郵送による申請はありません ※受付期間:6月1日(火)～7月15日(木) ※スマートフォン・パソコンが利用できない方は「電子申請サポート窓口」をご利用できます。										

II. 市町村ごとの要請対象期間

(市町村ごとに○のついている期間が対象です。)

	市町村名	G 期間	H 期間		I 期間	J 期間	K 期間	L 期間	M 期間		N 期間	
		緊急 特別 対策	まん 防等 地域	その他 地域	その他 地域	その他 地域	まん 防等 地域	まん 防等 地域	まん 防等 地域	その他 地域	まん 防等 地域	その他 地域
北部	名護市		○						○		○	
	国頭村			○						○		○
	大宜味村			○						○		○
	東村			○						○		○
	今帰仁村			○						○		○
	本部町			○						○		○
	伊江村			○						○		○
	伊平屋村			○						○		○
	伊是名村			○						○		○
中部	宜野湾市	○	○						○		○	
	沖縄市	○	○						○		○	
	うるま市	○	○						○		○	
	恩納村	○		○						○		○
	宜野座村	○		○						○		○
	金武町	○		○						○		○
	読谷村	○		○						○		○
	嘉手納町	○		○						○		○
	北谷町	○				○		○			○	
	北中城村	○		○						○		○
	中城村	○		○						○		○
那覇・南部	那覇市	○	○						○		○	
	糸満市	○	○						○		○	
	浦添市	○	○						○		○	
	豊見城市	○	○						○		○	
	南城市	○	○						○		○	
	西原町	○				○		○			○	
	与那原町	○				○		○			○	
	南風原町	○				○		○			○	
	八重瀬町	○				○		○			○	
	渡嘉敷村			○						○		○
	座間味村			○						○		○
	粟国村			○						○		○
	渡名喜村			○						○		○
	南大東村			○						○		○
	北大東村			○						○		○
	久米島町			○						○		○
宮古	宮古島市				○		○		○		○	
	多良間村			○						○		○
八重山	石垣市			○						○	○	
	竹富町			○						○		○
	与那国町			○						○		○

III. 市町村ごとの要請対象期間(時系列)

	対象地域		要請日	要請期間											
				4/1	4/11	4/12	4/23	4/24	4/30	5/1	5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
G 期間	緊急対策	20 市町村	3/29	4/1	4/11										
H 期間	まん防	9 市	4/10			4/12					5/5				
	その他	26 市町村	4/10			4/12					5/5				
I 期間	その他	宮古島市	4/10			4/12	4/23								
J 期間	その他	5 町	4/10			4/12			4/30						
K 期間	まん防	宮古島市	4/22					4/24			5/5				
L 期間	まん防	5 町	4/28							5/1			5/11		
M 期間	まん防	10 市	4/28									5/6	5/11		
	その他	26 市町村	4/28									5/6	5/11		
N 期間	まん防	11 市 5 町	5/9											5/12	5/22
	その他	25 町村	5/9											5/12	5/22
北部	名護市					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	国頭村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	大宜味村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	東村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	今帰仁村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	本部町					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	伊江村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	伊平屋村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	伊是名村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
中部	宜野湾市			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	沖縄市			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	うるま市			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	恩納村			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	宜野座村			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	金武町			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	読谷村			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	嘉手納町			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	北谷町			4/1	4/11	4/12			4/30	5/1			5/11	5/12	5/22
	北中城村			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	中城村			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
那覇・南部	那覇市			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	糸満市			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	浦添市			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	豊見城市			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	南城市			4/1	4/11	4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	西原町			4/1	4/11	4/12			4/30	5/1			5/11	5/12	5/22
	与那原町			4/1	4/11	4/12			4/30	5/1			5/11	5/12	5/22
	南風原町			4/1	4/11	4/12			4/30	5/1			5/11	5/12	5/22
	八重瀬町			4/1	4/11	4/12			4/30	5/1			5/11	5/12	5/22
	渡嘉敷村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	座間味村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	粟国村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	渡名喜村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	南大東村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	北大東村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	久米島町					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
宮古	宮古島市					4/12	4/23	4/24			5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	多良間村					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
八重山	石垣市					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	竹富町					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22
	与那国町					4/12					5/5	5/6	5/11	5/12	5/22

IV. 支給要件

1. G 期間(4 月 1 日～4 月 11 日)

時短要請日(3月29日)において、適正な飲食店営業許可に基づき、県内において営業している飲食店及び遊興施設等であり、通常営業として夜間営業(午後9時～午前5時の時間帯を含む営業)を行っている店舗

- ※ 要請期間の全期間について、営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内(酒類提供は午前11時から午後8時までの範囲内)とすること。

2. H～M 期間(4 月 12 日～5 月 11 日)

各要請期間ごとの時短要請日において、適正な飲食店営業許可に基づき、県内において営業している飲食店及び遊興施設等であり、通常営業として夜間営業(午後8時～午前5時の時間帯を含む営業)を行っている店舗

- ※ 各要請期間ごとの全期間について、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内(酒類提供は午前11時から午後7時までの範囲内)とすること。

3. N 期間(5 月 12 日～5 月 22 日)

時短要請日において、適正な飲食店営業許可に基づき、県内において営業している飲食店及び遊興施設等であり、通常営業として夜間営業(午後8時～午前5時の時間帯を含む営業)を行っている店舗

- ※ 各要請期間ごとの全期間について、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内(酒類提供は午前11時から午後7時までの範囲内)とすること。
- ※ 飲食を主たる業とする店舗においては、カラオケ設備の利用を自粛すること。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく業種別ガイドラインを遵守していること。

4. 全期間共通事項

- 感染症拡大防止の具体的対策に取り組む事業者であること(沖縄県版感染防止チェックリスト・業種別ガイドラインの遵守)。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと、また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ※ 事業者の規模にかかわらず県内で対象店舗を運営する事業者であれば、支給対象となります。(中小企業基本法等に定める「中小企業」・「小規模企業」以外の中堅企業・大企業も対象です。)

- ※ 対象地域で複数の店舗を運営する事業者は、対象店舗のすべてについて時短営業することが必要です。
- ※ 以下に該当する事業者は基本的に協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。
- (1) 食品衛生法上、適法な飲食店営業許可を取得していない事業者
 - (2) 屋内での飲食を伴わない「屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等」の事業者
 - (3) 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
 - (4) デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
 - (5) 店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者
 - (6) 営業実態が確認できない等、その他知事が適切ではないと判断する事業者

V. 支給額

1. 中南部8市(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、糸満市、豊見城市、うるま市、南城市)

(1) G 期間(4 月 1 日 ~ 4 月 11 日:11 日間)

一律支給:44万円(1日当たり4万円/店舗×時短営業日数)

(2) H 期間(4 月 12 日 ~ 5 月 5 日:24 日間)※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:1日当たり4~20万円/店舗×時短営業日数

(3) M 期間(5 月 6 日 ~ 5 月 11 日:6 日間)※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:1日当たり3~20万円/店舗×時短営業日数

(4) N 期間(5 月 12 日 ~ 5 月 22 日:11 日間)※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:1日当たり3~20万円/店舗×時短営業日数

中南部8市(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、糸満市、豊見城市、うるま市、南城市)

- 第6期協力金支給額早見表 -

中 小 企 業 等

1日あたりの 売上高	G 期間 4/1 ~ 4/11 (11日間)		H 期間 4/12 ~ 5/5 (24日間)		M 期間 5/6 ~ 5/11 (6日間)		N 期間 5/12 ~ 5/22 (11日間)	
~7.5 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	3 万円	(18.0万円)	3 万円	(33.0万円)
10 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
12 万円	4 万円	(44.0万円)	4.8 万円	(115.2万円)	4.8 万円	(28.8万円)	4.8 万円	(52.8万円)
14 万円	4 万円	(44.0万円)	5.6 万円	(134.4万円)	5.6 万円	(33.6万円)	5.6 万円	(61.6万円)
16 万円	4 万円	(44.0万円)	6.4 万円	(153.6万円)	6.4 万円	(38.4万円)	6.4 万円	(70.4万円)
18 万円	4 万円	(44.0万円)	7.2 万円	(172.8万円)	7.2 万円	(43.2万円)	7.2 万円	(79.2万円)
20 万円	4 万円	(44.0万円)	8 万円	(192.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
22 万円	4 万円	(44.0万円)	8.8 万円	(211.2万円)	8.8 万円	(52.8万円)	8.8 万円	(96.8万円)
25 万円~	4 万円	(44.0万円)	10 万円	(240.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)

大 企 業

1日あたりの 売上減少額	G 期間 4/1 ~ 4/11 (11日間)		H 期間 4/12 ~ 5/5 (24日間)		M 期間 5/6 ~ 5/11 (6日間)		N 期間 5/12 ~ 5/22 (11日間)	
0 万円	4 万円	(44.0万円)	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)
5 万円	4 万円	(44.0万円)	2 万円	(48.0万円)	2 万円	(12.0万円)	2 万円	(22.0万円)
10 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
15 万円	4 万円	(44.0万円)	6 万円	(144.0万円)	6 万円	(36.0万円)	6 万円	(66.0万円)
20 万円	4 万円	(44.0万円)	8 万円	(192.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
25 万円	4 万円	(44.0万円)	10 万円	(240.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)
30 万円	4 万円	(44.0万円)	12 万円	(288.0万円)	12 万円	(72.0万円)	12 万円	(132.0万円)
35 万円	4 万円	(44.0万円)	14 万円	(336.0万円)	14 万円	(84.0万円)	14 万円	(154.0万円)
40 万円	4 万円	(44.0万円)	16 万円	(384.0万円)	16 万円	(96.0万円)	16 万円	(176.0万円)
45 万円	4 万円	(44.0万円)	18 万円	(432.0万円)	18 万円	(108.0万円)	18 万円	(198.0万円)
50 万円~	4 万円	(44.0万円)	20 万円	(480.0万円)	20 万円	(120.0万円)	20 万円	(220.0万円)

※金額はあくまで目安です。

2. 名護市

(1) H 期間(4 月 12 日～ 5 月 5 日:24 日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給: 1 日当たり4～20万円／店舗×時短営業日数

(2) M 期間(5 月 6 日～ 5 月 11 日:6 日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給: 1 日当たり3～20万円／店舗×時短営業日数

(3) N 期間(5 月 12 日～ 5 月 22 日:11 日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給: 1 日当たり3～20万円／店舗×時短営業日数

名護市

- 第 6 期協力金支給額早見表 -

中 小 企 業 等

1日あたりの 売上高	H 期間		M 期間		N 期間	
	4/12 ～	5/5 (24日間)	5/6 ～	5/11 (6日間)	5/12 ～	5/22 (11日間)
～7.5 万円	4 万円	(96.0万円)	3 万円	(18.0万円)	3 万円	(33.0万円)
10 万円	4 万円	(96.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
12 万円	4.8 万円	(115.2万円)	4.8 万円	(28.8万円)	4.8 万円	(52.8万円)
14 万円	5.6 万円	(134.4万円)	5.6 万円	(33.6万円)	5.6 万円	(61.6万円)
16 万円	6.4 万円	(153.6万円)	6.4 万円	(38.4万円)	6.4 万円	(70.4万円)
18 万円	7.2 万円	(172.8万円)	7.2 万円	(43.2万円)	7.2 万円	(79.2万円)
20 万円	8 万円	(192.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
22 万円	8.8 万円	(211.2万円)	8.8 万円	(52.8万円)	8.8 万円	(96.8万円)
25 万円～	10 万円	(240.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)

大 企 業

1日あたりの 売上減少額	H 期間		M 期間		N 期間	
	4/12 ～	5/5 (24日間)	5/6 ～	5/11 (6日間)	5/12 ～	5/22 (11日間)
0 万円	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)
5 万円	2 万円	(48.0万円)	2 万円	(12.0万円)	2 万円	(22.0万円)
10 万円	4 万円	(96.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
15 万円	6 万円	(144.0万円)	6 万円	(36.0万円)	6 万円	(66.0万円)
20 万円	8 万円	(192.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
25 万円	10 万円	(240.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)
30 万円	12 万円	(288.0万円)	12 万円	(72.0万円)	12 万円	(132.0万円)
35 万円	14 万円	(336.0万円)	14 万円	(84.0万円)	14 万円	(154.0万円)
40 万円	16 万円	(384.0万円)	16 万円	(96.0万円)	16 万円	(176.0万円)
45 万円	18 万円	(432.0万円)	18 万円	(108.0万円)	18 万円	(198.0万円)
50 万円～	20 万円	(480.0万円)	20 万円	(120.0万円)	20 万円	(220.0万円)

※金額はあくまで目安です。

3. 宮古島市

(1) I 期間(4 月 12 日～4 月 23 日:12 日間)

一律支給:48万円(1日当たり4万円/店舗×時短営業日数)

(2) K 期間(4 月 24 日～ 5 月 5 日:12 日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:1日当たり4～20万円/店舗×時短営業日数

(3) M 期間(5 月 6 日～ 5 月 11 日:6 日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:1日当たり3～20万円/店舗×時短営業日数

(4) N 期間(5 月 12 日～ 5 月 22 日:11 日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:1日当たり3～20万円/店舗×時短営業日数

宮古島市

- 第 6 期協力金支給額早見表 -

中 小 企 業 等

1日あたりの 売上高	I 期間 4/12 ～ 4/23 (12日間)		K 期間 4/24 ～ 5/5 (12日間)		M 期間 5/6 ～ 5/11 (6日間)		N 期間 5/12 ～ 5/22 (11日間)	
～7.5 万円	4 万円	(48.0万円)	4 万円	(48.0万円)	3 万円	(18.0万円)	3 万円	(33.0万円)
10 万円	4 万円	(48.0万円)	4 万円	(48.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
12 万円	4 万円	(48.0万円)	4.8 万円	(57.6万円)	4.8 万円	(28.8万円)	4.8 万円	(52.8万円)
14 万円	4 万円	(48.0万円)	5.6 万円	(67.2万円)	5.6 万円	(33.6万円)	5.6 万円	(61.6万円)
16 万円	4 万円	(48.0万円)	6.4 万円	(76.8万円)	6.4 万円	(38.4万円)	6.4 万円	(70.4万円)
18 万円	4 万円	(48.0万円)	7.2 万円	(86.4万円)	7.2 万円	(43.2万円)	7.2 万円	(79.2万円)
20 万円	4 万円	(48.0万円)	8 万円	(96.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
22 万円	4 万円	(48.0万円)	8.8 万円	(105.6万円)	8.8 万円	(52.8万円)	8.8 万円	(96.8万円)
25 万円～	4 万円	(48.0万円)	10 万円	(120.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)

大 企 業

1日あたりの 売上減少額	I 期間 4/12 ～ 4/23 (12日間)		K 期間 4/24 ～ 5/5 (12日間)		M 期間 5/6 ～ 5/11 (6日間)		N 期間 5/12 ～ 5/22 (11日間)	
0 万円	4 万円	(48.0万円)	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)
5 万円	4 万円	(48.0万円)	2 万円	(24.0万円)	2 万円	(12.0万円)	2 万円	(22.0万円)
10 万円	4 万円	(48.0万円)	4 万円	(48.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
15 万円	4 万円	(48.0万円)	6 万円	(72.0万円)	6 万円	(36.0万円)	6 万円	(66.0万円)
20 万円	4 万円	(48.0万円)	8 万円	(96.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
25 万円	4 万円	(48.0万円)	10 万円	(120.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)
30 万円	4 万円	(48.0万円)	12 万円	(144.0万円)	12 万円	(72.0万円)	12 万円	(132.0万円)
35 万円	4 万円	(48.0万円)	14 万円	(168.0万円)	14 万円	(84.0万円)	14 万円	(154.0万円)
40 万円	4 万円	(48.0万円)	16 万円	(192.0万円)	16 万円	(96.0万円)	16 万円	(176.0万円)
45 万円	4 万円	(48.0万円)	18 万円	(216.0万円)	18 万円	(108.0万円)	18 万円	(198.0万円)
50 万円～	4 万円	(48.0万円)	20 万円	(240.0万円)	20 万円	(120.0万円)	20 万円	(220.0万円)

※金額はあくまで目安です。

4. 石垣市

(1) H 期間 (4 月 12 日～ 5 月 5 日:24 日間)※その他地域

一律支給:96万円(1日当たり4万円/店舗×時短営業日数)

(2) M 期間 (5 月 6 日 ～ 5 月 11 日:6 日間) ※その他地域

規模別支給:1日当たり2.5～20万円/店舗×時短営業日数

(3) N 期間 (5 月 12 日～ 5 月 22 日:11 日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:1日当たり3～20万円/店舗×時短営業日数

石垣市

- 第6期協力金支給額早見表 -

中 小 企 業 等

1日あたりの 売上高	H 期間		M 期間		N 期間	
	4/12 ～	5/5 (24日間)	5/6 ～	5/11 (6日間)	5/12 ～	5/22 (11日間)
～7.5 万円	4 万円	(96.0万円)	2.5 万円	(15.0万円)	3 万円	(33.0万円)
8.33 万円	4 万円	(96.0万円)	2.5 万円	(15.0万円)	3.4 万円	(37.4万円)
10 万円	4 万円	(96.0万円)	3 万円	(18.0万円)	4 万円	(44.0万円)
12 万円	4 万円	(96.0万円)	3.6 万円	(21.6万円)	4.8 万円	(52.8万円)
14 万円	4 万円	(96.0万円)	4.2 万円	(25.2万円)	5.6 万円	(61.6万円)
16 万円	4 万円	(96.0万円)	4.8 万円	(28.8万円)	6.4 万円	(70.4万円)
18 万円	4 万円	(96.0万円)	5.4 万円	(32.4万円)	7.2 万円	(79.2万円)
20 万円	4 万円	(96.0万円)	6 万円	(36.0万円)	8 万円	(88.0万円)
22 万円	4 万円	(96.0万円)	6.6 万円	(39.6万円)	8.8 万円	(96.8万円)
25 万円～	4 万円	(96.0万円)	7.5 万円	(45.0万円)	10 万円	(110.0万円)

大 企 業

1日あたりの 売上減少額	H 期間		M 期間		N 期間	
	4/12 ～	5/5 (24日間)	5/6 ～	5/11 (6日間)	5/12 ～	5/22 (11日間)
0 万円	4 万円	(96.0万円)	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)
5 万円	4 万円	(96.0万円)	2 万円	(12.0万円)	2 万円	(22.0万円)
10 万円	4 万円	(96.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
15 万円	4 万円	(96.0万円)	6 万円	(36.0万円)	6 万円	(66.0万円)
20 万円	4 万円	(96.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
25 万円	4 万円	(96.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)
30 万円	4 万円	(96.0万円)	12 万円	(72.0万円)	12 万円	(132.0万円)
35 万円	4 万円	(96.0万円)	14 万円	(84.0万円)	14 万円	(154.0万円)
40 万円	4 万円	(96.0万円)	16 万円	(96.0万円)	16 万円	(176.0万円)
45 万円	4 万円	(96.0万円)	18 万円	(108.0万円)	18 万円	(198.0万円)
50 万円～	4 万円	(96.0万円)	20 万円	(120.0万円)	20 万円	(220.0万円)

※金額はあくまで目安です。大企業の場合、M期間はこれとは別に「前年度又は前々年度の時短要請月の1日当たりの売上高×0.3」が1日当たりの上限額となります。

5. 中南部5町(北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町)

(1) G 期間 (4月1日～4月11日:11日間)

一律支給:44万円(1日当たり4万円/店舗×時短営業日数)

(2) J 期間 (4月12日～4月30日:19日間) ※その他地域

一律支給:76万円(1日当たり4万円/店舗×時短営業日数)

(3) L 期間 (5月1日～5月11日:11日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:5月1日～5月5日:1日当たり4～20万円/店舗×時短営業日数(5日)

5月6日～5月11日:1日当たり3～20万円/店舗×時短営業日数(6日)

(4) N 期間 (5月12日～5月22日:11日間) ※まん延防止等重点措置区域

規模別支給:1日当たり3～20万円/店舗×時短営業日数

中南部5町(北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町)

- 第6期協力金支給額早見表 -

中 小 企 業 等

1日あたりの 売上高	G 期間		J 期間		L 期間			N 期間	
	4/1 ～ 4/11	(11日間)	4/12 ～ 4/30	(19日間)	5/1 ～ 5/5	5/6 ～ 5/11	(計11日間)	5/12 ～ 5/22	(11日間)
～7.5万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	4万円	3万円	(38.0万円)	3万円	(33.0万円)
10万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	4万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(44.0万円)
12万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	4.8万円	4.8万円	(52.8万円)	4.8万円	(52.8万円)
14万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	5.6万円	5.6万円	(61.6万円)	5.6万円	(61.6万円)
16万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	6.4万円	6.4万円	(70.4万円)	6.4万円	(70.4万円)
18万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	7.2万円	7.2万円	(79.2万円)	7.2万円	(79.2万円)
20万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	8万円	8万円	(88.0万円)	8万円	(88.0万円)
22万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	8.8万円	8.8万円	(96.8万円)	8.8万円	(96.8万円)
25万円～	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	10万円	10万円	(110.0万円)	10万円	(110.0万円)

大 企 業

1日あたりの 売上減少額	G 期間		J 期間		L 期間		N 期間	
	4/1 ～ 4/11	(11日間)	4/12 ～ 4/30	(19日間)	5/1 ～ 5/11	(11日間)	5/12 ～ 5/22	(11日間)
0万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	0万円	(0.0万円)	0万円	(0.0万円)
5万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	2万円	(22.0万円)	2万円	(22.0万円)
10万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	4万円	(44.0万円)	4万円	(44.0万円)
15万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	6万円	(66.0万円)	6万円	(66.0万円)
20万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	8万円	(88.0万円)	8万円	(88.0万円)
25万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	10万円	(110.0万円)	10万円	(110.0万円)
30万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	12万円	(132.0万円)	12万円	(132.0万円)
35万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	14万円	(154.0万円)	14万円	(154.0万円)
40万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	16万円	(176.0万円)	16万円	(176.0万円)
45万円	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	18万円	(198.0万円)	18万円	(198.0万円)
50万円～	4万円	(44.0万円)	4万円	(76.0万円)	20万円	(220.0万円)	20万円	(220.0万円)

※金額はあくまで目安です。

6. 中部7町村(恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村)

(1) G 期間 (4月1日～4月11日:11日間)

一律支給:44万円(1日当たり4万円/店舗×時短営業日数)

(2) H 期間 (4月12日～5月5日:24日間)※その他地域

一律支給:96万円(1日当たり4万円/店舗×時短営業日数)

(3) M 期間 (5月6日～5月11日:6日間)※その他地域

規模別支給:1日当たり2.5～20万円/店舗×時短営業日数

(4) N 期間 (5月12日～5月22日:11日間)※その他地域

規模別支給:1日当たり2.5～20万円/店舗×時短営業日数

中部7町村(恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村)

- 第6期協力金支給額早見表 -

中 小 企 業 等

1日あたりの 売上高	G 期間		H 期間		M 期間		N 期間	
	4/1 ~ 4/11	(11日間)	4/12 ~ 5/5	(24日間)	5/6 ~ 5/11	(6日間)	5/12 ~ 5/22	(11日間)
～8.33 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	2.5 万円	(15.0万円)	2.5 万円	(27.5万円)
10 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	3 万円	(18.0万円)	3 万円	(33.0万円)
12 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	3.6 万円	(21.6万円)	3.6 万円	(39.6万円)
14 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	4.2 万円	(25.2万円)	4.2 万円	(46.2万円)
16 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	4.8 万円	(28.8万円)	4.8 万円	(52.8万円)
18 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	5.4 万円	(32.4万円)	5.4 万円	(59.4万円)
20 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	6 万円	(36.0万円)	6 万円	(66.0万円)
22 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	6.6 万円	(39.6万円)	6.6 万円	(72.6万円)
25 万円～	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	7.5 万円	(45.0万円)	7.5 万円	(82.5万円)

大 企 業

1日あたりの 売上減少額	G 期間		H 期間		M 期間		N 期間	
	4/1 ~ 4/11	(11日間)	4/12 ~ 5/5	(24日間)	5/6 ~ 5/11	(6日間)	5/12 ~ 5/22	(11日間)
0 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)
5 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	2 万円	(12.0万円)	2 万円	(22.0万円)
10 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
15 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	6 万円	(36.0万円)	6 万円	(66.0万円)
20 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
25 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)
30 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	12 万円	(72.0万円)	12 万円	(132.0万円)
35 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	14 万円	(84.0万円)	14 万円	(154.0万円)
40 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	16 万円	(96.0万円)	16 万円	(176.0万円)
45 万円	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	18 万円	(108.0万円)	18 万円	(198.0万円)
50 万円～	4 万円	(44.0万円)	4 万円	(96.0万円)	20 万円	(120.0万円)	20 万円	(220.0万円)

※金額はあくまで目安です。大企業の場合、M期間とN期間はこれとは別に「前年度又は前々年度の時短要請月の1日当たりの売上高×0.3」が1日当たりの上限額となります。

7. その他18町村(国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町)

(1) H 期間 (4 月 12 日～ 5 月 5 日:24 日間)※その他地域

一律支給:96万円(1日当たり4万円/店舗×時短営業日数)

(2) M 期間 (5 月 6 日 ～ 5 月 11 日:6 日間) ※その他地域

規模別支給:1日当たり2.5～20万円/店舗×時短営業日数

(3) N 期間 (5 月 12 日 ～ 5 月 22 日:11 日間) ※その他地域

規模別支給:1日当たり2.5～20万円/店舗×時短営業日数

その他18市町村(国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町)

- 第6期協力金支給額早見表 -

中 小 企 業 等

1日あたりの 売上高	H 期間		M 期間		N 期間	
	4/12 ～	5/5 (24日間)	5/6 ～	5/11 (6日間)	5/12 ～	5/22 (11日間)
～8.33 万円	4 万円	(96.0万円)	2.5 万円	(15.0万円)	2.5 万円	(27.5万円)
10 万円	4 万円	(96.0万円)	3 万円	(18.0万円)	3 万円	(33.0万円)
12 万円	4 万円	(96.0万円)	3.6 万円	(21.6万円)	3.6 万円	(39.6万円)
14 万円	4 万円	(96.0万円)	4.2 万円	(25.2万円)	4.2 万円	(46.2万円)
16 万円	4 万円	(96.0万円)	4.8 万円	(28.8万円)	4.8 万円	(52.8万円)
18 万円	4 万円	(96.0万円)	5.4 万円	(32.4万円)	5.4 万円	(59.4万円)
20 万円	4 万円	(96.0万円)	6 万円	(36.0万円)	6 万円	(66.0万円)
22 万円	4 万円	(96.0万円)	6.6 万円	(39.6万円)	6.6 万円	(72.6万円)
25 万円～	4 万円	(96.0万円)	7.5 万円	(45.0万円)	7.5 万円	(82.5万円)

大 企 業

1日あたりの 売上減少額	H 期間		M 期間		N 期間	
	4/12 ～	5/5 (24日間)	5/6 ～	5/11 (6日間)	5/12 ～	5/22 (11日間)
0 万円	4 万円	(96.0万円)	0 万円	(0.0万円)	0 万円	(0.0万円)
5 万円	4 万円	(96.0万円)	2 万円	(12.0万円)	2 万円	(22.0万円)
10 万円	4 万円	(96.0万円)	4 万円	(24.0万円)	4 万円	(44.0万円)
15 万円	4 万円	(96.0万円)	6 万円	(36.0万円)	6 万円	(66.0万円)
20 万円	4 万円	(96.0万円)	8 万円	(48.0万円)	8 万円	(88.0万円)
25 万円	4 万円	(96.0万円)	10 万円	(60.0万円)	10 万円	(110.0万円)
30 万円	4 万円	(96.0万円)	12 万円	(72.0万円)	12 万円	(132.0万円)
35 万円	4 万円	(96.0万円)	14 万円	(84.0万円)	14 万円	(154.0万円)
40 万円	4 万円	(96.0万円)	16 万円	(96.0万円)	16 万円	(176.0万円)
45 万円	4 万円	(96.0万円)	18 万円	(108.0万円)	18 万円	(198.0万円)
50 万円～	4 万円	(96.0万円)	20 万円	(120.0万円)	20 万円	(220.0万円)

※金額はあくまで目安です。大企業の場合、M期間とN期間はこれとは別に「前年度又は前々年度の時短要請月の1日当たりの売上高×0.3」が1日当たりの上限額となります。

VI. 必要書類

1. すべての申請に必要な書類

(1) 本人確認書類(写し)

(法人)法人代表者の運転免許証・保険証等の書類

(個人)運転免許証、保険証等の書類

※ 申請者(代表者)の自宅住所が確認でき、かつ申請書記載の自宅住所と一致しているもの。

※ 上記書類で申請書記載の自宅住所が確認できない場合は、確認できる住民票等を併せて添付すること。

※ 住所が手書きで記載の場合は併せて住民票(3ヶ月以内)が必要(有効期限が切れている場合は認めない)。

(2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し

※ 口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所

※ 口座の名義人と申請者(代表者)が異なる場合、原則支給できません。

(3) 店舗の内観・外観が確認できる写真

※ 屋内店舗であること及び店内に飲食スペースがあることが分かるもの。

※ 外観写真は店舗看板と店舗全体が確認できるもの。

(4) 食品衛生法に基づく、飲食店営業許可証の写し

※ 原則として、申請者(代表者)と営業許可を受けた名義人が同一である許可証の添付が必要です。

※ 申請者(代表者)と許可の名義人が異なる場合(例:許可名義人が夫婦などの家族の場合や、従業員、業務委託関係にある場合など)は、その関係が確認できる書類(例:家族関係を確認できる住民票、雇用関係を確認できる書類、業務委託契約書の写しなど)の添付が必要です。

(5) 時短要請ごとの全期間について、営業時間を短縮したことが分かる書類

・時短する期間・営業時間を明示し、対象店舗の名称等が確認できるもの。

(証明書類の例)

① 営業時間短縮を告知するホームページの写し

② 営業時間短縮を告知する店頭ポスター等の写真

③ 営業時間短縮を告知するチラシ、DM等

(6) 感染症拡大防止の具体的対策に取り組む事業者であることを示す書類

【以下のいずれかをご準備ください。】

① 「RICCA」(QRコード付シーサーステッカー)の写しまたは掲示状況を撮影した写真

・ 施設等の名称とQRコード番号(例:0123-4567M)が確認できるもの。

② シーサーステッカー(QRコードなし)の写しまたは掲示状況を撮影した写真

・ 施設等の名称が確認できるもの。

③ 「RICCA」事業者登録兼QRコード付シーサーステッカー発行申請書

・ 「RICCA」及びシーサーステッカーが未発行の場合。別途、RICCA事務局よりステッカーを送付します。ステッカーが手元に届くまでの間は、RICCA発行申請書に添付されている「沖縄県版感染防止対策チェックリスト」を店頭等へ掲示をお願いします。

※ 第4期協力金の支給を受けた事業者で内容に変更がない場合は、(1)～(4)、(6)の資料を省略可能です。

2. 確認書の発行

下記団体の会員・組合員等については、時短要請に応じて要件を満たす事業者であれば、申請書類の一部が添付免除される「確認書」を発行してもらうことが可能です。

- ① 商工会議所(県内各地域)
- ② 商工会(県内各地域)
- ③ 沖縄県中小企業家同友会
- ④ 沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合
- ⑤ 沖縄県飲食業生活衛生同業組合
- ⑥ 那覇市国際通り商店街振興組合連合会、那覇市中心商店街連合会
- ⑦ のうれんプラザ管理組合
- ⑧ 栄町市場商店街振興組合
- ⑨ コザ商店街連合会

【確認書により添付免除できる書類】

- ・ 店舗の内観・外観が確認できる写真
- ・ 食品衛生法に基づく、飲食店営業許可証の写し
- ・ 時短要請ごとの全期間について営業時間を短縮したことが分かる書類

※ 上記団体の会員・組合員等であっても、営業時間の短縮(休業を含む)に協力した事実や支給要件を満たしていることを確認・把握できないため確認書を発行できない場合があります。

※ 営業時間の短縮(休業を含む)に協力していない等の情報提供がある店舗については、確認書の発行をお断りする場合があります。

3. N 期間(5 月 12 日～5 月 22 日)の申請に必要な書類

(1) 業種別ガイドラインの遵守状況が確認できる書類

【以下書類すべてをご準備ください。】

- ① 入口付近に消毒液を設置していることを証する写真
- ② 飛沫感染対策(アクリル板の設置等)を証する写真
- ③ 食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示した写真

※ N 期間に休業していた店舗は、省略可能です。

4. 規模別支給の場合に必要な書類

※ 飲食業売上高等を証明する書類飲食業売上高とは、営業時間短縮要請の対象となる飲食業の売り上げのことを指します(テイクアウト、デリバリー等の売り上げは含みません)。

※ 売上高方式の下限額で申請する事業者は飲食業売上高等の確認に係る書類を省略可能です。

① 所得税申告に関わる書類

事業形態	必要書類
法人	法人税の確定申告書別表一の控え 法人事業概況説明書(月別売上高)の控え

個人事業主	(青色申告の場合) 所得税の確定申告書第一表の控え 青色申告決算書(月別売上高)の控え等 (白色申告の場合) 所得税の確定申告書第一表の控え 収支内訳書の売上(収入)金額記載したページの控え等 (市町村にて事業所得の申告を行っている場合) 住民税申告書の控え 事業所得の収支計算書記載欄のあるページの控え等
-------	---

② 店舗毎の売上を証する書類(売上帳簿等)

店内での飲食に伴う売上(税別)を証する書類(※テイクアウト・デリバリー等は除く)

・2019～2021 年の 4 月、5 月又は年間の売上を証する書類

※月間での売上集計が行える場合、月別で提出する必要があります。

※新規開店、休業等により売り上げがない場合は不要です。

※2020 年4月2日以降に開店した店舗の場合

・開店日～2021 年3月31日迄の売上を証する書類

③ 確定申告書等の作成の根拠となった資料、レジの日計表・会計伝票等(保存書類)

・提出不要ですが、後に調査する場合がありますので確実に保存してください。調査時に書類が保存されていない場合、協力金の返還を求める場合があります。

VII. 規模別協力金の単価計算方法

※ 期間ごとに売上高を算出する参照月が変わりますので、ご注意ください。

※ 電子申請時に、申請店舗ごとに優位な方法で計算されます。

※ 中小企業者の定義

【飲食業】

資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。

【カラオケなどのサービス業】

資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

1. 「まん延防止等重点措置」指定地域の飲食店等への協力金

(1) H 期間、K 期間

売上高参照月: 4月

① 中小企業者(売上高方式)

2019 年又は 2020 年4月の1日当たり飲食業売上高【※】が

(ア) 10 万円以下の店舗: 4万円

(イ) 10 万円を超える額～25 万円以下の店舗: 【※】×0.4の額(千円未満切り上げ)

(ウ) 25 万円を超える額の店舗: 10 万円

<1日当たりの飲食業売上高の算出方法>

2019 年又は 2020 年4月の飲食業売上高÷30日(4月の日数)

- ・ 飲食業売上高は消費税・地方消費税を除いて計算します。
- ・ 2019 年又は 2020 年4月の飲食業売上高は、確定申告書の控え、売上帳簿等から算出してください。
- ・ 飲食以外の事業を営んでいる場合、要請対象店舗の 2019 年又は 2020 年4月の1日当たり飲食業売上高について、売上帳簿等に基づき算出してください。
- ・ 飲食業売上高には、営業時間短縮要請の対象外であるテイクアウト、デリバリー等の売上は含みません。

② 大企業(売上高減少方式)〈中小企業者もこの方式を選択可〉

2019 年又は 2020 年4月の1日当たりの飲食業売上高減少額×0.4(千円未満切り上げ)

※上限20万円

<算出方法>

要請対象店舗の1日当たりの飲食業売上高減少額＝([A]－[B])÷30日(4月の日数)

[A]＝2019 年又は 2020 年4月の飲食業売上高(確定申告書の控え、売上帳簿等から算出)

[B]＝2021 年4月の飲食業売上高(売上帳簿等から算出)

- ・ 飲食業売上高は消費税・地方消費税を除いて計算します。
- ・ 飲食以外の事業を営んでいる場合、要請対象店舗の 2019 年又は 2020 年4月の1日当たり飲食業売上高について、売上帳簿等に基づき算出してください。
- ・ 飲食業売上高には、営業時間短縮要請の対象外であるテイクアウト、デリバリー等の売上は含みません。

(2) L 期間、M 期間、N 期間

売上高参照月:5月

① 中小企業者(売上高方式)

2019 年度又は 2020 年5月の1日当たり飲食業売上高【※】が

(ア) 7万5千円以下の店舗:3万円

(イ) 7万5千円を超える額～25 万円以下の店舗:【※】×0.4の額(千円未満切り上げ)

(ウ) 25 万円を超える額の店舗:10 万円

<1日当たりの飲食業売上高の算出方法>

2019 年度又は 2020 年5月の飲食業売上高÷31日(5月の日数)

- ・ 飲食業売上高は消費税・地方消費税を除いて計算します。
- ・ 2019 年又は 2020 年5月の飲食業売上高は、確定申告書の控え、売上帳簿等から算出してください。
- ・ 飲食以外の事業を営んでいる場合、要請対象店舗の 2019 年又は 2020 年5月の1日当たり飲食業売上高について、売上帳簿等に基づき算出してください。
- ・ 飲食業売上高には、営業時間短縮要請の対象外であるテイクアウト、デリバリー等の売上は含みません。

② 大企業(売上高減少方式)〈中小企業者もこの方式を選択可〉

2019 年又は 2020 年5月の1日当たりの売上高減少額×0.4(千円未満切り上げ)

※上限20万円

<算出方法>

要請対象店舗の1日当たりの飲食業売上高減少額＝([A]－[B])÷31日(5月の日数)

[A]＝2019 年又は 2020 年5月の飲食業売上高(確定申告書の控え、売上帳簿等から算出)

[B]＝2021 年の5月の飲食業売上高(売上帳簿等から算出)

- ・ 売上高は消費税・地方消費税を除いて計算します。
- ・ 飲食以外の事業を営んでいる場合、要請対象店舗の 2019 年又は 2020 年5月の1日当たり飲食業売上高について、売上帳簿等に基づき算出してください。
- ・ 飲食業売上高には、営業時間短縮要請の対象外であるテイクアウト、デリバリー等の売上は含みません。

2. その他地域(「まん延防止等重点措置」指定に伴う指定地域以外)の飲食店等への協力金

(1) M 期間、N 期間

売上高参照月:5月

① 中小企業者(売上高方式)

2019 年又は 2020 年5月の1日当たり飲食業売上高【※】が

(ア) 8万3333円以下の店舗:2万5千円

(イ) 8万3333円を超える額～25 万円以下の店舗:【※】×0.3の額(千円未満切り上げ)

(ウ) 25 万円を超える額の店舗:7万5千円

<1日当たりの飲食業売上高の算出方法>

2019 年又は 2020 年5月の確定申告書の控え等に記載された飲食業売上高÷31日(5月の日数)

- ・ 飲食業売上高は消費税・地方消費税を除いて計算します。
- ・ 2019 年又は 2020 年5月の飲食業売上高は、確定申告書の控え、売上帳簿等から算出してください。
- ・ 飲食以外の事業を営んでいる場合、要請対象店舗の 2019 年又は 2020 年5月の1日当たり飲食業売上高について、売上帳簿等に基づき算出してください。
- ・ 飲食業売上高には、営業時間短縮要請の対象外であるテイクアウト、デリバリー等の売上は含みません。

② 大企業(売上高減少方式)〈中小企業者もこの方式を選択可〉

2019 年度～2021 年5月の1日当たりの売上高減少額×0.4(千円未満切り上げ)

※1日当たり上限額は、以下のいずれかの低い額となります。

(ア) 20万円

(イ) 前年度又は前々年度5月の1日当たりの飲食業売上高×0.3(千円未満切り上げ)

<算出方法>

要請対象店舗の1日当たりの飲食業売上高減少額＝([A]－[B])÷31日(5月の日数)

[A]＝2019 年又は 2020 年5月の飲食業売上高(確定申告書の控え、売上帳簿等から算出)

[B]＝2021 年の5月の飲食業売上高(売上帳簿等から算出)

- ・ 飲食業売上高は消費税・地方消費税を除いて計算します。
- ・ 飲食以外の事業を営んでいる場合、要請対象店舗の 2019 年又は 2020 年5月の1日当たり飲食業売上高について、売上帳簿等に基づき算出してください。
- ・ 飲食業売上高には、営業時間短縮要請の対象外であるテイクアウト、デリバリー等の売上は含みません。

3. 新規開店の特例

2021 年4月1日を基準に開店1年未満の店舗においては、以下のとおり規模別協力金の単価を算出してください。

(1) 2020 年4月2日から 2021 年3月31日までの間に開店した店舗

① 中小企業者

開店日から 2021 年3月31日までの飲食業売上高 ÷ 開店日から 2021 年3月31日までの日数
※2021 年 3 月 1 日開店の場合、日数は 31 日となります(歴日数。営業日ではありません)。

② 大企業

(ア) - (イ)により飲食業売上高減少額を算出

(ア) 開店日から 2021 年3月31日までの飲食業売上高 ÷ 開店日から 2021 年3月31日までの日数
※2021 年 3 月 1 日開店の場合、日数は 31 日となります(歴日数。営業日ではありません)。

(イ) 時短要請月(2021 年4月又は5月)の飲食業売上高

- ・ 飲食業売上高は消費税・地方消費税を除いて計算します。
- ・ 飲食以外の事業を営んでいる場合、要請対象店舗の開店から 2021 年3月31日までの飲食業売上高について、売上帳簿等に基づき算出してください。
- ・ 飲食業売上高には、営業時間短縮要請の対象外であるテイクアウト、デリバリー等の売上は含みません。

(2) 2021 年4月1日以降に開店した店舗

各要請期間の売上高方式の下限額を支給します。(中小企業者、大企業)

VIII. 申請方法

(1) 申請方法:電子申請(郵送等による申請は実施しません)

※以下2つのドメインからのメールを受信できるよう設定してください。

※メール受信設定の操作方法はコールセンターや申請支援窓口では対応できません。

- ・ isc-okinawa.org
- ・ logoform.jp

(2) 受付期間:6月1日(火)から7月15日(木)まで

(3) 申請の流れ

① 対象となる店舗について申請

② 事業者について申請

※対象店舗が複数店舗ある場合は先に①で全店舗申請後、②の申請を行ってください。

※②の申請の際は、店舗別申請金額一覧表(24ページ参照)が必要となります(①の申請をもとに作成してください)。

※1店舗の場合でも①②**両方の申請が必要**です。

① 店舗申請(6月1日9時より受付開始)

<https://logoform.jp/form/BSEt/u006-1>

② 事業者申請(6月1日9時より受付開始)

<https://logoform.jp/form/BSEt/U006-2>



(4) 電子申請のサポート窓口 **(完全予約制)**

- ・ ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、電子申請をサポートする窓口を設置します。
- ・ **添付書類の内容や審査に関わる質疑には対応できません**(「所得税申告の控えとして提出する書類があっているか」、「店内飲食での売上の計算方法が正しいか」等)。協力金の申請全般についてご不明な点があれば沖縄県感染症対策協力金コールセンターへお問い合わせください。
- ・ **申請に必要な書類をすべて揃えて申請サポートを受けてください**(書類が揃っていない場合はサポートすることができません。)。※別紙チェックリスト(22ページ)をご活用ください。
- ・ 検温で37.5度以上の方、風邪症状のある方、マスクを着用いただけない方はご利用できません。

① 対象者

ご自身・ご家族等がパソコン・スマートフォン等の電子機器をお持ちでない方、または電子機器の操作に不慣れな方。

② 予約方法

完全予約制です。電話又は web サイトにて予約してください。

Web 予約(5月31日9時より受付開始)

<https://logoform.jp/form/BSEt/u006-support>

電話予約(5月31日受付開始)

感染症対策協力金コールセンター



電話:0120-332-107

受付:平日9時～17時

③ 設置場所

- ・ 各設置場所への直接のお問い合わせはしないようお願いいたします(直接お問い合わせ頂いても予約等の対応はできません)。
- ・ 各設置場所は、駐車場がない若しくは台数が限られている場合があります。なるべく公共交通機関や近隣の有料駐車場等をご活用ください。

北部	名護市産業支援センター	名護市大中1丁目19-24
	本部町商工会	本部町大浜881-1
中部	沖縄コンベンションセンター会議棟 B	宜野湾市真志喜4丁目3-1
	沖縄商工会議所	沖縄市中央4丁目 15-20
	読谷村商工会	読谷村喜名2346-11 2階
	嘉手納町商工会	嘉手納町嘉手納259
	北谷町商工会	北谷町字桑江226
	北中城村商工会	北中城村仲順432
那覇・南部	沖縄タイムスビル1階	那覇市久茂地2丁目2-2
	壺川ビル1階	那覇市壺川3丁目2-6
	豊見城市役所	豊見城市宜保1丁目1-1
	南城市商工会	南城市佐敷字佐敷43
	西原町商工会	西原町小橋川1-5
	与那原町商工会	与那原町与那原3090-8
	南風原町商工会	南風原町字本部158
	糸満市商工会	糸満市字糸満2075
宮古	宮古合同庁舎	宮古島市平良西里1125
八重山	八重山合同庁舎	石垣市真栄里438-1
久米島	久米島町役場	久米島町字比嘉 2870 番

- ・ その他の加盟する商工会、社交業組合等においても支援を受けられる場合がありますので、各団体にお問い合わせください。

④ 支給について

- ・ 申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に協力金を振り込みます。
- ・ 支給した場合の通知は行いません(申請に使用した口座をご確認ください)が、不支給の場合は通知を行います。

IX. 留意事項

- (1) 申請内容に疑義や不備等があった場合は、個別にメールまたは電話でご連絡します。一定期間を経過しても応答ない又は疑義や不備等の解消がされない場合は、協力金を不支給として取り扱うことがあります。
- (2) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者には、本協力金を返還していただきます。
- (3) 本協力金の適正な給付を行うため、協力金支給前又は支給後に、沖縄県は必要な検査の実施、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (4) 今回の時短要請にご協力いただき、本協力金を受給した事業者は、県ホームページにおいて店舗名を公表させていただく予定としておりますので、予めご了承ください。
- (5) 県が実施する協力金に関連して、市町村や国等の関係行政機関等からの求めに応じて、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を提供する場合があります。予めご了承ください。
- (6) **支給された協力金は課税対象**となります。詳しくは最寄りの国税事務所にお問い合わせ頂くか、国税庁のホームページをご参照ください。

虚偽申請及び不正受給への対応について

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、**県警**と適宜情報共有し、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金全額を返還していただくなど**厳正に対処します**。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、対象となる飲食店等を運営する事業者(事業主)でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、**虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください**。

X. 関係資料

第6期 感染拡大防止協力金 準備書類チェックリスト

準備する書類	チェック
1 すべての申請に必要な書類	
(1) 本人確認書類(写し) (法人)法人代表者の運転免許証・保険証等の書類 (個人)運転免許証、保険証等の書類 申請書記載の自宅住所と一致しているもの。	☐
上記書類で申請書記載の自宅住所が確認できない場合は、確認できる住民票等(発行3ヶ月以内)を併せて添付。	☐
※ 省略(第4期協力金の支給を受けた事業者で、内容に変更がない)	☐
(2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し 口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所	☐
※ 省略(第4期協力金の支給を受けた事業者で、内容に変更がない)	☐
(3) 店舗の内観・外観が確認できる写真 ・ 屋内店舗であること及び店内に飲食スペースがあることが分かるもの。 ・ 外観写真は店舗看板と店舗全体が確認できるもの。	☐
※ 省略(第4期協力金の支給を受けた事業者で、内容に変更がない)	☐
※ 省略(所属する組合等から発行された確認書がある)	☐
(4) 食品衛生法に基づく、飲食店営業許可証の写し ・ 原則として、申請者(代表者)と名義が同一のもの。	☐
・ 申請者(代表者)と許可の名義人が異なる場合(例:許可名義人が夫婦などの家族の場合や、従業員、業務委託関係にある場合など) (例)家族関係を確認できる住民票、雇用関係を確認できる書類、業務委託契約書の写しなど、その関係が確認できる書類	☐
※ 省略(第4期協力金の支給を受けた事業者で、内容に変更がない)※申請サポート窓口では必要です	☐
※ 省略(所属する組合等から発行された確認書がある)	☐
(5) 時短要請ごとの全期間について、営業時間を短縮したことが分かる書類 ・ 時短する期間・営業時間を明示し、対象店舗の名称等が確認できるもの。 (例)営業時間短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM等	☐
※ 省略(所属する組合等から発行された確認書がある)	☐
(6) 感染症拡大防止の具体的な対策に取り組む事業者であることを示す書類 【以下のいずれか】 ① 「RICCA」(QRコード付シーサーステッカー)の写しまたは掲示状況を撮影した写真(施設等の名称とQRコード番号(例:0123-4567M)が確認できるもの) ② シーサーステッカー(QRコードなし)の写しまたは掲示状況を撮影した写真(施設等の名称が確認できるもの) ③ 「RICCA」事業者登録兼 QR コード付シーサーステッカー発行申請書(「RICCA」及びシーサーステッカーが未発行の場合)	☐
※ 省略(第4期協力金の支給を受けた事業者で、内容に変更がない)	☐
2 N期間(5月12日～5月22日)の申請に必要な書類	
(7) 業種別ガイドラインの遵守状況が確認できる書類	
① 入口付近に消毒液を設置していることを証する写真	☐
② 飛沫感染対策(アクリル板の設置等)を証する写真	☐
③ 食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示した写真	☐
※ 省略(N期間に休業していた店舗)	☐

3 規模別協力金支給の場合に必要な書類	
(8) 飲食業売上高等を証明する書類	
① 所得税申告に関わる書類	
法人の場合 - 法人税の確定申告書別表一の控え - 法人事業概況説明書(月別売上高)の控え 等	☐
個人事業主の場合 (青色申告の場合) - 所得税の確定申告書第一表の控え - 青色申告決算書(月別売上高)の控え 等	☐
(白色申告の場合) - 所得税の確定申告書第一表の控え - 収支内訳書の売上(収入)金額記載したページの控え 等	☐
(市町村にて事業所得の申告を行っている場合) - 住民税申告書の控え - 事業所得の収支計算書記載欄のあるページの控え 等	☐
※ 省略(中小企業者で、売上高方式の下限額で申請)	☐
② 店舗毎の飲食業売上高等を証する書類(売上帳簿等) 2019～2021年の4月、5月又は年間の売上を証する書類 ※ 月間での売上集計が行える場合、月別で提出する必要があります。 ※ 新規開店、休業等により売上げがない場合は不要です。	☐
2020年4月2日以降に開店した店舗の場合 開店日～2021年3月31日迄の売上を証する書類	☐
③ 確定申告書等の作成の根拠となった資料、レジの日計表・会計伝票等(保存書類) 提出不要ですが、後に知調査する場合がありますので確実に保存してください。調査時に書類が保存されていない場合、協力金の返還を求める場合があります。	☐
4 その他の書類	
(9) 所属する組合等から発行された確認書	☐
(10) 店舗別申請金額一覧表	☐
5 店舗の開店した年月日	
(11) 店舗開店年月日 提出不要ですが、電子申請時に入力が必要ですので、店舗の開店した日(最初の売上を計上した日等)をご確認ください。 ※プレオープン・グランドオープン等に関わらない ※2020年4月1日以前に開店し正確な日付が不明な場合は、おおよその年月日を入力 ※2020年4月2日以降に開店した場合は必ず正確な年月日を入力	☐
6 法人番号(13桁)	
(12) 法人番号(13桁) 登記簿等の提出は不要ですが、法人で申請を行う場合、法人番号(13桁)が必要です。 ※不明な場合は『国税庁法人番号公表サイト』で検索し確認できます。 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/	☐ 

うちなーんちゅ応援プロジェクト（第6期）店舗別申請金額一覧表

事業者名				
No.	店舗名	受付番号	営業許可番号	申請金額
1		U06S-		
2		U06S-		
3		U06S-		
4		U06S-		
5		U06S-		
6		U06S-		
7		U06S-		
8		U06S-		
9		U06S-		
10		U06S-		
11		U06S-		
12		U06S-		
13		U06S-		
14		U06S-		
15		U06S-		
16		U06S-		
17		U06S-		
18		U06S-		
19		U06S-		
20		U06S-		
21		U06S-		
22		U06S-		
23		U06S-		
24		U06S-		
25		U06S-		
26		U06S-		
27		U06S-		
28		U06S-		
29		U06S-		
30		U06S-		
申請金額合計				

(記載例)

うちなーんちゅ応援プロジェクト（第6期）店舗別申請金額

事業者申請の申請者（名称）を記入

事業者名		株式会社あああ		
------	--	---------	--	--

No.	店舗名	受付番号	営業許可証 許可番号	申請金額
1	いいい食堂	U06S-12345678	12345678	2,400,000 円
2	ううう食堂	U06S-23456789	12345678901	3,300,000 円
3	ううう食堂	U06S-23456789	12345678901	3,300,000 円
4	ううう食堂	U06S-23456789	12345678901	3,300,000 円
5	店舗別申請の対象店舗（名称）を記入		営業許可証の通り記入	店舗別申請の申請金額（合計）を記入
6				
7	U06S- から始まる 受付番号を記入			
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				申請金額の合計を記入 この金額を申請金額（合計）に入力
15				
申請金額合計				12,300,000 円

うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局からのお願い

感染拡大防止にご協力頂きありがとうございます。1日も早い支給を実現できるよう、全力で取り組んでまいります。

その為にも、事業者の皆様におかれましては、第6期 感染拡大防止対策協力金【申請受付要項】を良くご確認の上、記入事項や添付書類に誤りがないよう、申請頂けますよう、お願い申し上げます。

（写真）

- ・各資料の**文字**や**数字**は確認できますか？
- ・店舗外観写真に**店舗名**は映っていますか？**店舗外観全体**が見えますか？
- ・書類等を**添付する箇所**は間違えていませんか？

（入力情報）

- ・**営業許可番号**に誤りはありませんか？
- ・入力した売上高は『**店内での飲食**』に限った『**消費税別**』の金額になっていますか？
※テイクアウト・デリバリー、飲食以外の売上（その他商品・サービスの販売）は**含みません**
- ・店舗を申請した際に控えた**受付番号**に誤りはありませんか？

◆ お問い合わせ先

うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局（沖縄県感染症対策協力金コールセンター）

〒900-0025

沖縄県那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル1階

電話：**0120-332-107**（平日9時～17時 ※土日祝、慰霊の日（6/23）を除く）

※感染症拡大対策の為、対面での対応はできません。（電子申請サポート窓口を除く）

※電子申請サポート窓口はパソコン・スマホの操作に不慣れな方への操作サポートを行います。

記入事項や添付書類については**電子申請サポート窓口ご利用の前にコールセンターへお問い合わせ**頂けますよう、重ねてお願い申し上げます。

◆ メモ（**問い合わせ**や**申請状況の確認**に必要となります）

申請日	令和3年 月 日								
申請金額 - 事業者申請の合計	円								
受付番号 - 事業者申請の受付番号	U06-								